

2025年5月7日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩

株式会社 AIoT クラウド
代表取締役 松本 融

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及び株式会社 AIoT クラウド（以下、「AIoT」といいます。）は、2025年7月1日にSCを吸収合併存続会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）、AIoTを吸収合併消滅会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、吸収合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるSCにおいては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併、吸収合併消滅会社でSCの完全子会社であるAIoTにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収合併となるため、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

SCは、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又はSCの下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①重要な資産の譲渡

SCは、SCが保有する堺工場の土地・建物等の一部を、KDDI株式会社へ譲渡いたしました。(譲渡価額は10,000百万円)

②重要な子会社等の株式の譲渡

SCは連結子会社であるシャープ福山レーザー株式会社(以下、「SFL」といいます。)に対し、会社分割(吸収分割)によりSFLの事業(レーザー事業及び半導体事業)に関連する権利義務を承継させたうえ、SCが保有するSFLの株式の総数を鴻元国際投資股份有限公司へ譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております。(譲渡価額は15,500百万円)

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込に関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じるSC及びAIoTの資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併の効力発生日以後のSCの債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

合併契約書

シャープ株式会社（住所：大阪府堺市堺区匠町1番地、以下「甲」という。）と株式会社 AIoT クラウド（住所：東京都江東区豊洲5丁目6番15号 NBF 豊洲ガーデンフロント、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第2条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲が合併により増加する資本金及び準備金等の額は、次の通りとする。

- （1）資本金 0円。 合併後の甲の資本金は5,000,000,000円とする。
- （2）資本準備金 0円。 合併後の甲の資本準備金は1,250,000,000円とする。
- （3）利益準備金 0円。 合併後の甲の利益準備金は0円とする。

第4条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2025年7月1日とする。但し、甲及び乙は、協議の上、これを合意により変更することができる。

第5条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第7条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する

2025年4月23日

甲： 大阪府堺市堺区匠町1番地
シャープ株式会社
代表取締役社長 沖津 雅浩

乙： 東京都江東区豊洲5丁目6番15号NBF豊洲ガーデンフロント
株式会社AIoTクラウド
代表取締役社長 松本 融

第5期 計算書類

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社A I o Tクラウド

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	363,351	流動負債	917,339
現金及び預金	80,710	短期借入金	240,000
売掛金	147,315	未払費用	493,054
仕掛品	5,110	未払法人税等	1,199
原材料及び貯蔵品	2,003	契約負債	79,699
前払費用	7,130	預り金	10,034
未収入金	92,386	賞与引当金	93,351
未収消費税等	20,327	固定負債	242,707
その他	8,366	退職給付引当金	242,707
固定資産	302,443	負債合計	1,160,046
有形固定資産	1,089	純資産の部	
建物	712	株主資本	△494,251
工具、器具及び備品	376	資本金	30,000
無形固定資産	297,872	資本剰余金	30,000
工業所有権	237	資本準備金	30,000
ソフトウェア	297,635	利益剰余金	△554,251
投資その他の資産	3,481	その他利益剰余金	△554,251
長期前払費用	3,481	繰越利益剰余金	△554,251
		純資産合計	△494,251
資産合計	665,795	負債純資産合計	665,795

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2023年4月1日 から
2024年3月31日 まで 〕

(単位：千円)

科目	金額
売上高	871,683
売上原価	403,700
売上総利益	467,983
販売費及び一般管理費	1,363,429
営業損失	895,446
営業外収益	254
受取利息及び配当金	125
その他の営業外収益	129
営業外費用	208,262
支払利息	147
為替差損	28
訴訟関連費用	208,086
経常損失	1,103,453
税引前当期純損失	1,103,453
法人税、住民税及び事業税	△92,222
法人税等調整額	49,595
当期純損失	1,060,825

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2023年4月1日 から
2024年3月31日 まで 〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	30,000	30,000	506,574	566,574	566,574
当 期 変 動 額				-	-
当 期 純 利 益			△1,060,825	△1,060,825	△1,060,825
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,060,825	△1,060,825	△1,060,825
当 期 末 残 高	30,000	30,000	△554,251	△494,251	△494,251

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

製品・原材料・仕掛品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、サービス提供目的・製品組込については、見込販売数量に基づく方法にて行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

クラウドサービスに係る収益は、顧客とのサービス基本契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

シャープ株式会社は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,200株	—	—	1,200株

第5期 計算書類の附属明細書

	2023年4月1日から	
	2024年3月31日まで	

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

株式会社A I o Tクラウド

(注) 当付属明細は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	776	-	-	63	712	121
	工具、器具及び備品	325	303	-	252	376	595
	計	1,101	303	-	315	1,089	716
無形固定資産	工業所有権	127	135	-	24	237	32
	ソフトウェア	244,419	252,253	23,730	175,306	297,635	558,179
	計	244,546	252,388	23,730	175,330	297,872	558,211

増減の主たる内容

- (1) 工具器具備品の増加 開発用3Dプリンターの購入であります。
 (2) 工業所有権の増加 遠隔監視サービス『WIZIoT』の商標権であります。
 (3) ソフトウェアの増加 遠隔監視サービス『WIZIoT』の開発費用ほかであります。
 (4) ソフトウェアの減少 AIoTモジュールソフト開発資産の除却ほかであります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	96,515	93,351	96,515	93,351
退職給付引当金	259,006	96,953	113,252	242,707

(注1) 引当金の計上理由及び額の算定方法は、個別注記表に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	3,912	
従業員給料及び諸手当	1,095,911	
研究材料費	1,881	
減価償却費	176,515	
賃借料	162,991	
保険料	4,833	
修繕費	93	
運送費	358	
租税課金	890	
旅費交通費	8,323	
交際費	103	
消耗工器具備品費	1,050	
事務用消耗品費	122	
通信費	18,704	
広告宣伝費	396,394	
製品保証費	538	
業務委託料	78,725	
雑費	22,504	
戻入費	△606,514	
計	1,363,429	

第5期 事業報告

〔 2023年4月1日から
2024年3月31日まで 〕

株式会社 AIoTクラウド

事業報告

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

1. 事業の概況

国内における少子高齢化の進展と、働き方改革に関する国の施策が強化され、物流・運送業界を中心とした労働力不足の問題（いわゆる「2024年問題」）が深刻化する中、政府による「アナログ規制」撤廃の流れも受け、AIやIoT、クラウド等を活用した業務効率化ソリューションへの期待はより一層高まってきております。

このような状況の中、当社は2023年7月31日付で、Dynabook株式会社の子会社から再びシャープ株式会社の100%子会社となり、シャープグループの新規事業を牽引すべく、利用料型（SaaS;Software as a Service）ビジネスへの事業シフトを進め、それら事業の急成長に取り組んでまいりました。

具体的には、2022年3月に提供を開始した白ナンバー事業者向けアルコールチェック管理サービス『スリーゼロ』について、2023年12月のアルコール検知器義務化を控えた同年11月より、TVCM投入も含めた集中プロモーションを展開するなど、一層の販売拡大に取り組むと共に、新たに工場向け『WIZIoT 遠隔監視サービス』を2024年2月より提供開始し、顧客獲得・売上拡大に向け注力いたしました。

これらの取り組みにより、利用料型（SaaS）ビジネスの売上拡大は果たしたものの、売り上げ規模の面では、人件費等の固定費負担及び販促関連の先行投資を上回るまでにはまだ至らず、当事業年度の売上高は871百万円、営業損失は895百万円、経常損失は1,103百万円、当期純損失は1,060百万円となりました。

2. 今後の対処すべき課題

当社の事業課題は、利用料型（SaaS）ビジネスの急速な売上拡大による安定した収益基盤の獲得と、これらを通じた早期黒字化及び債務超過の解消であります。

当社が進める利用料型（SaaS）ビジネスの立ち上げ期は、売り上げ規模に対して人件費等の固定費負担が大きく、また自社サービスの認知拡大・顧客獲得に向けた販促費用等の先行投資が必要となる為、大幅な赤字となる事業モデルであることから、急速な売上拡大の実現により、投資回収を早めていく必要があります。

当課題に対し、当社は利用料型（SaaS）ビジネスに即した重要KPIとして、ARR（年間契約額）を全体指標とし、これを構成するID数の増加とARPU（顧客別単価）の向上に取り組む必要があります。ID数の増加については、B2B SaaSビジネス営業体制の再構築が急務と考えており、積極的な人材獲得・活用も含め、体制強化に取り組んで参ります。ARPUの向上についてはプロダクトの改善を軸に、販売施策、カスタマーサクセス施策を通じた上位プランの契約率拡大への取り組みを進めて参ります。

アルコールチェック管理サービス「スリーゼロ」につきましては、課題である大企業顧客

獲得に向けてターゲット業界を絞り直販ベース施策を強化、また基盤となるSMB (Small to Medium Business) 企業獲得についてはデジタル施策と代理店施策を活用した施策に取り組みます。

また、2024年2月より提供を開始した新サービス『WIZIoT(ウィジオ) 遠隔監視サービス』につきましても、事業立ち上げ段階であり、まずは数多くの商談・提案を実施し顧客課題やターゲット検証を進めつつ、対応メータや読み取り率の向上などプロダクトの改善を進め、早期のPMF(Product Market Fit)の達成に向けて取り組みを進めて参ります。

3. 会社の体制及び方針

当社は以下のとおり業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）を定め、会社業務の適正性・効率性を確保並びにリスクの管理に努めております。

（1）基本的な考え方

当社は、当社の永続的な発展と、持続可能な社会の実現に向けて、シャープグループの経営信条である「誠意と創意」のもと、あらゆる人・モノ・サービスをつなげて、時間・場所などの制約を超える新しい暮らしや仕事のスタイルを根付かせ、個人、企業、地域がそれぞれの「らしさ（特性）」を発揮し、好循環を生み出す、豊かな社会を実現する企業として社会の発展に寄与する。

シャープ株式会社は、シャープグループが、人々から、社会から、より一層信頼され必要とされる企業たるべく、「正々堂々の経営」の実践を通じて社会的責任と役割を果たす。その指針として、シャープ株式会社は、シャープグループ企業の行動原則として「シャープグループ企業行動憲章」を、また、すべての取締役及び従業員の行動規準として「シャープ行動規範」を定め、シャープグループの一員である当社は、これらの遵守を徹底する。

以上の基本的な考え方の下、当社は、当社の適法・適正かつ効率的な事業活動の遂行を確保するため、「内部統制に関する基本方針」を以下のとおり定め、社長を最高責任者として、内部統制システムの整備・運用について取り組み充実させる。

〔取締役に関する体制〕

（2）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、当社全体に「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」の遵守・実践を徹底する責任を負う。
- ロ) 取締役は、取締役会における、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ハ) 取締役の指示のもと経営管理部門が全社執行部門の内部統制の体制の整備・運用状況を統轄し、全社の内部統制及び内部監査に関する基本方針及び体制の整備・運用の具体的推進を行い、必要な事項を取締役会に報告又は付議する。

- ニ) 取締役は、反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応する。
- ホ) 取締役は、監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から勧告・助言があったときは、これを尊重する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。
- ロ) 当社は、「文書管理規程」を定め、決裁書を含めた職務の執行に関する文書を適正に保存・管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 当社は、「取締役会規則」、「組織ならびに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「(職務権限規程)業務決裁要綱」により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。
- ロ) 当社は、経営基本方針に基づく全社戦略を各部門の目標に展開し、その目標に対する成果を客観的に評価するとともに、財務・顧客・業務プロセス・人材と変革の4つの視点から戦略を立案し、実現することにより企業価値の向上を図る。

[従業員に関する体制]

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社全体に徹底し、その実践を図る。
- ロ) 当社は、業務を推進する上でシャープ株式会社と連携し、変化する法制度に迅速かつ的確に対応できる体制とする。
- ハ) 当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、社長が責任を負い、経営管理部門が関係部門と連携しコンプライアンス推進体制を整備・運用するとともに、当社全体にコンプライアンスを徹底する。
- ニ) 当社は、公益通報者保護法に対応し、シャープグループとして設置した内部通報制度(「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」をいう。以下同じ)を活用し、企業不祥事の未然防止・早期発見を行う体制を整備・運用する。
- ホ) 当社は、シャープ株式会社と連携してシャープ株式会社のコーポレート機能部門による組織横断的な業務管理並びに当社における独自の業務管理を通じ、各業務の適正化とコンプライアンスの確保を図る。
- ヘ) 当社は、総務部門長を責任者として、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制を整備・運用するとともに、警察等の外部機関と緊密に連携する。
- ト) シャープ株式会社の内部監査部門として独立して設置された「監査部」及び、当社の経営管理部門が監査を行い、業務が適正に行われているかをチェックする。

[損失に関する体制]

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。ビジネス

スリスクについては、企業環境等の変化に対応して、定期的に再識別・再評価する。

- ロ) 当社は、緊急事態の発生に際して、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。
- ハ) 当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「シャープグループ事業継続計画(BCP)取組指針」に基づき BCP を策定し、事業継続マネジメント(BCM)体制を整備・運用する。

[企業集団に関する体制]

(7) 当社及び当社の親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社全体に浸透（行動規範は、当社を取り巻く環境に適合する規範とした上で浸透）させる。
- ロ) 当社は、当社の経営について、独立法人として自助自立経営を行う。親会社から適正な指導・監督を受け、親会社を含むグループ間取引は、適切に行う。
- ハ) 当社は、監査役、親会社の監査等委員、並びにシャープ株式会社の監査部が定期的に情報交換・協議等を行う体制を整備・運用し、監査機能を十全に果たすことにより業務の適正を確保する。

[監査役に関する体制]

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- イ) 現在、監査役の職務を補助するための専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、経営管理部門が監査役の職務を補助する。
- ロ) 監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置く。
- ハ) 監査役スタッフを置いた場合は、異動その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ) 監査役は、「重要事項の監査役報告要領」を定め、取締役又は関係各部門長等は、報告要領に従って当該重要事項とその概要を遅滞なく監査役に報告する。報告要領は、ハラスメント等の相談に係る事項を含むものとする。
- ロ) 監査役は、取締役会に出席して、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通して取締役の職務の執行を監査する。また、監査役は、必要に応じて、重要会議に出席して、重要事項の発生と進行状況を確認することができるとともに、取締役又は関係各部門長の説明を求めることができる。
- ハ) 監査役が当社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、取締役及び従業員は、これに協力する。
- ニ) 当社は、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役及び従業員は、監査役が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。
- ロ) 社長その他の経営幹部は、監査役と定期的及び監査役の求めに応じて随時に会合をもち、

経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化等について意見交換をする。

- ハ) 当社は、監査役が親会社の監査等委員及び顧問弁護士、会計監査人その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。
- ニ) 経営管理部門は、常に監査役との緊密な連携に努める。
- ホ) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を監査役が行ったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

業務の適正を確保するために、前述の内部統制に関する基本方針に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備が無いかモニタリングを常時行っております。

第5期 事業報告附属明細書

〔 2023年4月 1 日から
2024年3月31日 まで 〕

株式会社 AIoT クラウド

第5期 事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

監査報告

2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月17日
株式会社 AIoT クラウド
監査役 小田嶋 明紀 ⑩